

雨水貯留槽または 雨水浸透枳設置工事に 補助金交付を開始

市では、水害対策として、雨水流出抑制を図るため、新たに雨水貯留槽または雨水浸透枳の設置（設置基準あり）を行った建築物またはその敷地の所有者や占有者に対して、補助金を交付します。

◆補助対象施設

- ① 雨水貯留槽
- ・ 雨とい取付型で、貯留容量150ℓ以上、排水機能があること
- ② 雨水浸透枳
- ・ 雨といまたは排水管取付型で、内径35cm以上（角枳の場合は内法30cm以上）、かつ深さ50cm以上

◆補助額

設備材料費と設置工事費の合計額の2分の1

◆補助限度

- ① 一建築物につき、雨水貯留槽または雨水浸透枳、各2基まで
- ② 一基当たりの限度額は、雨水貯留槽が2万5千円、雨水浸透枳が1万円

お問い合わせは、
土木管理課（7階）
☎1537、FAX1605へ。

◆申請時に必要な書類

- ① 設置する場所の案内図
- ② 設置費用の見積書
- ③ 補助対象施設が確認できる書面（雨水貯留槽は製品カタログまたは取扱説明書、雨水浸透枳は製品カタログまたは設置図等）
- ④ 設置前の状況写真

◆完了届および実績報告時に必要な書類

- ① 設置費用の明細を記入した支払い証明書の原本
- ② 設置工事中または設置後の状況写真

◆補助金交付申請受付の開始 10月1日

なお、雨水貯留槽に溜まった水は、災害時の断水対策用または散水用や洗浄水としても利用できますが、大雨が予想される場合には排水して空にしてください。

また、大雨時や河川水位が高いときには、浴槽の水を流さないようにすると、さらなる水害対策につながりますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせは、
土木管理課（7階）
☎1537、FAX1605へ。

茂原市住宅用太陽光 発電設備設置費 補助金のご案内 （2次募集）

平成26年度住宅用太陽光発電設備設置費補助金応募申込みの受付を開始します（先着順ではなく、期間内に申請額の合計が予算額を超えた場合は抽選）。

◆対象となる方

自ら居住する市内の住宅に新たに対象となる太陽光発電設備を設置する方で、平成27年3月20日（金）までに工事を完了し、実績報告書を提出できる方。

※すでに太陽光発電設備を設置した方、工事中の方は、補助の対象になりません。

◆応募方法

応募期間内に所定の補助金応募申込書および切手を貼った返信用封筒を提出してください（郵送可。10月31日（金）消印有効）。

※応募申込書は、環境保全課窓口またはホームページから入手できます。

◆受付期間

10月1日（水）～31日（金）

◆補助金の額

太陽光発電設備：1キロワットあたり2万円（上限7万円※千円未満切捨）

お問い合わせは、

環境保全課（6階）
☎1504、FAX1604へ。

ごみの再資源化、 減量化に御協力を

資源循環型社会を作るための3つのキーワード。

Reduce……発生抑制
Reuse……再使用
Recycle……再生利用

ごみを少なくして環境への悪影響を減らし、使えるものを無駄にせず再利用し、限りある資源を再資源化して有効に繰り返し使う社会＝資源循環型社会をつくろうとするものです。

また、ごみの減量化をする有効な方法としては、生ごみの堆肥化もあります。生ごみは水分が多く燃えにくいいため、ごみ処理場の処理能力低下の原因にもなります。市では生ごみ処理機の購入に対する補助、生ごみ堆肥化容器（コンポスター・EM容器）の助

成販売（市で購入したものに補助金を差し引いた額で販売）など、減量化に向けて取り組んでいます。

◆家庭用生ごみ処理機補助金制度

補助金額
購入額の1/2（千円未満切捨。但し上限1万8千円）
必要書類等
販売店発行の領収書、品質保証書、住所を証明できるもの（運転免許証）、銀行口座名・口座番号が分かるもの、印鑑

※補助金交付申請書は、環境保全課窓口またはホームページから入手できます。

◆生ごみ堆肥化容器助成販売

- ・ コンポスター
- 130型 2,800円
- 190型 3,180円
- 230型 4,370円
- ・ EM容器（EMバケツ2個） 1,920円

※右記とも茂原市内に住所を有し、現に居住している方が対象です。

お問い合わせは、
環境保全課（6階）
☎1504、FAX1604へ。

お問い合わせは、
土木管理課（7階）
☎1537、FAX1605へ。